

# 柴田町体育協会会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は柴田町体育協会と称し、事務所を柴田町スポーツ振興課内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は柴田町民の体育の向上と町民相互の親睦融和を図り心身の健康増進に努め、明るく活気ある町づくりに寄与することを目的とする。

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 体育に関する研究調査並びに指導員養成講習会等の開催
- (2) 各種大会、競技会の開催
- (3) 同じ目的による他の団体との連携
- (4) スポーツ少年団の育成
- (5) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 組織

第4条 本会は柴田町に居住する者及び柴田町内事業所に勤務する者で組織され、第2章の目的に賛同し本会に加盟登録された団体をもって組織する。

2 本会の加盟登録団体は次のとおりとする。

ソフトボール協会、バレーボール協会、バドミントン協会、卓球協会、ゲートボール協会、バスケットボール協会、ビニールボール協会、グラウンド・ゴルフ協会、空手道連盟、陸上競技協会、ラグビー協会、柔道協会、仙南銃剣道支部、ボブスレー協会、山岳協会、剣道協会、ボート協会、テニス協会、パークゴルフ協会、野球協会、スキー協会、サッカー協会、太極拳協会、スポーツ少年団、柴田町総合型地域スポーツクラブ

3 加盟団体に関する必要な事項は別に定める。

## 第4章 入会及び脱会

第5条 本会に入会若しくは本会を脱会する団体は所定の様式（様式第1号）により届出て役員会の承認を得るものとする。

## 第5章 名誉会長、顧問、参与、賛助会員

第6条 本会に、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、参与、賛助会員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第7条 本会の目的に賛同し、本会を援助する個人及び団体を、理事会の承認を経て賛助会員として会長が委嘱する。

## 第6章 事務局

第8条 事務局長、事務局次長、事務局員（庶務、会計）は、会長が委嘱する。

- (1) 事務局長は、会長の命により業務の遂行にあたる。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (3) 事務局員は、庶務及び会計事務に従事する。

## 第7章 役員及び代議員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事及び常任理事 若干名

2 会長、副会長、監事は、正会員のうちから役員候補選任委員会の推薦を経て理事会において選出し総会の承認を得る。

3 加盟団体から推薦された理事が、会長、副会長、監事に選出された場合は、新たに加盟団体から理事を選出しなければならない。

第10条 理事は、各加盟団体より推薦された者をもって充て、総会の議決を経て会長が委嘱する。

2 理事は、加盟団体から各1名、スポーツ推進委員代表1名、学識経験者1名とする。

3 常任理事は、別に定める選出方法により選出し、理事会の承認を得る。理事長は常任理事の互選とする。

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 監事は、会計を監査する。
- (4) 理事及び常任理事は、会長の命を受けて会務を執行する。

第12条 代議員は加盟団体毎に1名を選出する。

2 代議員は、総会に出席し議事を審議する。

3 代議員が役員に選出されたときは、別に代議員を選出する。

第13条 役員及び代議員の任期を2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員及び代議員に欠員を生じた時は速やかに補充する。その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員及び代議員は、任期満了後でも後任者が就任するまではその任務を行う。

## 第8章 会議

第14条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。議題は、予め理事会で審議され、総会は報告、承認のみとする。

- (1) 総会は、役員及び代議員で構成し、年1回以上会長がこれを召集して開催する。会議の議長には会長があたる。
- (2) 総会及び理事会は、会長が必要に応じてこれを召集して開催する。会議の議長には会長があたる。
- (3) 常任理事会は、理事長が必要に応じてこれを召集して開催する。会議の議長には理事長があたる。
- (4) 常任理事会は次の事項を審議する。
  - ア 事業計画の立案及び予算に関すること。
  - イ 理事会からの委任事項や会務執行上の緊急事項に関すること。
  - ウ その他、本会運営に関すること。

第15条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決める。

- 2 名誉会長、顧問、参与、監事、賛助会員は、いずれの会議にも出席し意見を述べることができるものの、議決権をもたない。

## 第9章 弔慰金

第16条 本会は、名誉会長、顧問、参与、役員、加盟団体長及び事務局職員に対して次の慶弔見舞を行う。

- (1) 本人が死亡したとき 5,000円 他弔電
- (2) その他特に必要と認める場合は、予算の範囲内において正副会長が執行できる。

第17条 前項による該当者が生じた場合、加盟団体は速やかに事務局に報告するものとする。

## 第10章 会計

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 本会の経費は、補助金、登録会費、団体基本額、賛助会費及び寄付金その他を以って充てる。

- 第20条 会員及び加盟団体は、本会が定める会員会費等を本会会計に納入しなければならない。
- 2 登録会費は、加盟団体単位で当該年度会費を一人あたり年額300円と定める。但し、スポーツ少年団の団員は、一人あたり年額100円、指導者は200円とする。
- 3 加盟団体の団体基本額は、年額2,000円と定める。

## 第11章 附則

第21条 本会則に定めのない事項は、理事会の議決を経て処理する。

第22条 本会則の変更は、総会の議決を経るものとする。

第23条 本会則は、昭和33年9月14日から施行する。  
一部改正は、昭和45年5月1日から施行する。  
一部改正は、昭和55年5月9日から施行する。  
一部改正は、昭和63年5月26日から施行する。  
一部改正は、平成2年9月10日から施行する。  
一部改正は、平成9年5月13日から施行する。  
一部改正は、平成18年5月27日から施行する。  
一部改正は、平成19年5月26日から施行する。  
一部改正は、平成20年5月24日から施行する。  
一部改正は、平成21年5月16日から施行する。  
一部改正は、平成22年5月22日から施行する。  
一部改正は、平成23年6月25日から施行する。  
一部改正は、平成24年5月26日から施行する。  
一部改正は、平成25年5月25日から施行する。  
一部改正は、平成26年5月24日から施行する。  
一部改正は、平成27年5月23日から施行する。  
一部改正は、平成28年5月28日から施行する。  
一部改正は、平成29年5月27日から施行する。